

笹目小学校及び美女木小学校学童保育室運営業務における質問事項及び回答

No	質問事項	回答	回答日
1	<p>人員体制について 本事業において、市内で補助金により運営されている類似事業の責任者が、当該事業と兼任で全体責任者として従事することは可能でしょうか。</p>	<p>笹目小学校及び美女木小学校学童保育室それぞれに専任の施設責任者を配置し、また、本業務を統括する全体責任者を配置してください。 なお、全体責任者は、施設責任者を兼任しても差し支えありません。 また、全体責任者は類似事業の責任者と兼任での従事でも差し支えありませんが、施設責任者は類似事業の責任者と兼任することは認めません。</p>	
2	<p>放課後子ども教室について 放課後子ども教室の開催日について、現時点での想定がございましたら教えてください。</p>	<p>令和7年度においては、笹目小学校、美女木小学校のいずれも、毎週木曜日を開催日としており、令和8年度以降も同様の曜日での開催を予定しております。 なお、放課後子ども教室スタッフと児童青少年課との協議より、開催曜日等が変更となる可能性があります。</p>	8月15日
3	<p>放課後子ども教室について 在席児童の中に、放課後子ども教室に登録している児童も含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	
4	<p>放課後子ども教室について 地域ボランティアについて、募集を含めた全体の管理は受託者側で行う想定でしょうか。</p>	<p>スタッフ募集等の運営に関する管理業務は、児童青少年課において実施するため、受託者の業務には含まれません。</p>	
5	<p>おやつについて HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を遵守することを前提に、手作りおやつの提供は認められるものでしょうか。</p>	<p>HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を遵守することを前提として、手作りおやつの提供は可能です。ただし、現行の衛生管理マニュアルの範囲内での提供となるため、事前に想定している内容等について児童青少年課と協議してください。 なお、使用可能な調理器具には制限があり、包丁等の刃物の使用は認めておりません。</p>	
6	<p>行事について 学童保育室で実施する行事において、地域でご活躍されている方や団体を外部講師としてお招きすることは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。 なお、営利目的の内容、利害関係者や毎回特定の団体にのみ依頼する等の行為は認めません。実施内容については、事前に児童青少年課と協議し許可を得てください。 また、行事の実施に伴う費用徴収は認めません。</p>	